

【別紙】

自家用の栽培向け増殖に係る契約諾手続きの方針

令和8年9月18日現在※1

農林水産植物の種類	品種名	登録年月日	共有品種 (共有者)	自家増殖※2		鳥取県外での栽培		種苗の 海外持出
				可否	許諾手 続き※3	可否	制限方 法※4	
稲	鳥姫	H 24. 2. 2		○	不要	×	契約	×
	プリンセスかおり	R 3. 10. 20		○	不要	×	契約	×
	星空舞	R 4. 10. 18		×	—	×	契約	×
	五百万星	出願中	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	○	不要	×	法	×
ダイズ	三朝神倉	H 23. 3. 18		○	不要	×	契約	×
	緑だんだん	H 23. 9. 13		○	不要	×	契約	×
	鳥取大山2001	H 23. 9. 13		○	不要	×	契約	×
ヤマノイモ	鳥取1u61	R8. 8. 13		○	不要	×	法	×
スイカ	どんなもん台	H 21. 3. 6		○	不要	×	契約	×
	台じょうぶ	R8. 9. 10		○	不要	×	法	×
ラッキョウ	プリティルビー	H 21. 7. 31		○	不要	×	契約	×
	プリティピンク	H 30. 4. 12		○	不要	×	契約	×
シバ	グリーンバード J	H 25. 2. 12		○	不要	×	契約	×
イチゴ	とっておき	H 30. 10. 10		○	不要	×	契約	×
	堅しろう	出願中	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、山口県、大分県	○	不要	○	—	×
ユリ	鳥鱗 1 号	R 3. 12. 13		○	不要	×	契約	×
ナシ	なつひめ	H 19. 3. 23		○	不要	×	契約	×
	新甘泉	H 20. 2. 22		○	不要	×	契約	×
	夏さやか	H 20. 2. 22		○	不要	×	契約	×
	秋甘泉	H 21. 3. 2		○	不要	×	契約	×
	鳥園 L	出願中		○	不要	×	法	×
カキノキ	輝太郎	H 22. 3. 11	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	○	不要	○	—	×
スギ	とっとり沖の山	H 14. 1. 16		○	不要	○	—	×

(参考) 近年 (R5 以降) 育成者権が消滅した鳥取県育成品種

農林水産植物の種類	品種名	登録年月日
ヤマノイモ	ねばりっ娘	H 15. 2. 20
ラッキョウ	プリティパール	H 28. 10. 14
	レジスタファイブ	H 30. 8. 15

※1 最新の情報は HP 等でご確認ください。

※2 自家増殖とは、農業者が得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗として利用することです。

※3 許諾手続き不要種苗管理の遵守を条件とし、自家増殖を行った時点で、この遵守事項に同意されたものとみなします。

＜種苗管理の遵守事項＞

- ① 自家増殖により得た種苗は有償・無償を問わず種苗として第三者に譲渡しないこと。
- ② 品種の特性や形質を損なうことのないよう、適切な種苗を選別して利用すること。また定期的に種苗を更新すること。
- ③ 第三者から自家増殖した種苗を譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なく県にその旨を報告すること。
- ④ 自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。

※4 契約：種苗利用許諾契約により種苗の譲渡先を県内に限定

法：種苗法上の栽培地域指定により栽培を県内に限定